

株式会社日本政策金融公庫における平成 28 年度政府保証国内債
(6 年債) 発行に係る社債管理者の選定に関する公募

平成 28 年 1 月 20 日
株式会社日本政策金融公庫
財務部長 阿部 吉憲

次のとおり、平成 28 年度政府保証国内債 (6 年債) 発行に係る社債管理者を公募します。

1 募集内容

株式会社日本政策金融公庫における平成 28 年度政府保証国内債 (6 年債) 発行に係る社債管理者
※政府保証国内債の発行は、平成 28 年度予算の成立が前提となります。

2 委託業務の内容

公庫が平成 28 年度に発行する政府保証国内債 (6 年債) の社債管理者を選定し、当該社債管理者
に対して会社法のためによる業務のほか、次の業務を委託します。

【発行事務】

- (1) 社債の発行要項、各種契約書等の作成
- (2) 全額 (又は買取代金純額) 払込みの確認、発行代り金の交付
- (3) 発行手数料及び新規記録手数料の支払いに対する領収書の発行
- (4) 社債原簿の作成と送付
- (5) 株式会社証券保管振替機構 (以下「機構」という。) の「社債等に関する業務規程」等に基づ
く発行代理人業務
 - イ 機構に対する銘柄情報の通知
 - ロ 機構に対する本社債の発行要項の送付
 - ハ 機構に対する新規記録手数料の納入
 - ニ 機構から配信された新規記録情報の確認及び承認
 - ホ 本社債の払込金の受領及び機構に対する資金振替済通知の送付
 - ヘ その他、「社債等に関する業務規程施行規則」等に基づく発行代理人業務

【期中・償還事務】

- (1) 社債原簿の管理
- (2) 元利金支払基金の管理
- (3) 元利金支払手数料の機構加入者に対する配分
- (4) 元利金及びその手数料の支払いに対する領収証の発行
- (5) 租税特別措置法に基づく利子所得税の納付手続
- (6) 機構の「社債等に関する業務規程」等に基づく支払代理人業務
 - イ 機構に対する本社債の一通債あたりの利子額の通知
 - ロ 本社債の銘柄情報に変更がある場合の機構への通知
 - ハ 機構との間の元利金請求データの確認及び機構に対する元利金請求内容承認可否通知の送付
 - ニ 償還金及び利金の配分に係る事務
 - ホ その他、「社債等に関する業務規程施行規則」等に基づく支払代理人業務
- (7) 発行会社による本社債の買入消却に関する通知の確認

【その他】

公庫と社債管理者との間で協議の上、必要と認める業務

3 応募要件（（1）から（3）までの全てを満たすこと。）

（1）平成 25 年度から平成 27 年度までの間に、日本国内で公募発行された政府保証国内債、財投機関債（SB 型）若しくは普通社債の主受託会社又は代表社債管理者の受託実績があること。

※平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に発行された政府保証国内債、財投機関債、普通社債を対象とします。

（2）社債管理業務を行う部署が東京都区内にあり、公庫の委託業務に迅速に対応できること。

（3）機構に発行代理人及び支払代理人の登録を行い、新規記録情報の確認及び承認並びに払込金の受領等の発行・支払代理人業務を円滑に履行できること。

4 応募方法

（1）本件の応募を希望される方は、「応募申請書」（別添 1）に必要事項を記入の上、ファクシミリ、郵送又は持参により（2）の「平成 28 年度政府保証国内債（6 年債）の社債管理業務に関する回答書」（別添 2）と併せて提出してください。

（2）平成 28 年度政府保証国内債（6 年債）の社債管理業務に関する回答書

イ 主受託会社又は代表社債管理者の受託実績

銘柄件数と引受額を年度別に記入

ロ 社債管理業務を行う部署の所在地

東京都区内の住所を記入

ハ 当公庫が委託する業務に対応する組織体制

発行事務及び期中・償還事務を行う部署の所在地、部署名、人員構成及び主要従事者の経歴年数を所定欄に記入

ニ 社債管理委託手数料

発行額（額面）100 円あたりの社債管理委託手数料を記入

5 応募期限

平成 28 年 2 月 10 日（水）17：00 まで

なお、郵送により提出する場合は、期限内必着とします。

6 応募・照会窓口

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー14 階

株式会社日本政策金融公庫 財務部資金管理課 系(1)、白旗、伊藤

電話 03-3270-7440 FAX 03-3270-2755

7 社債管理者の選定方法

「応募申請書」及び「平成 28 年度の政府保証国内債（6 年債）の社債管理業務に関する回答書」を公庫が審査した上で選定します。

8 その他の留意事項

（1）平成 28 年度中に公庫が政府保証国内債（6 年債）を発行しない場合、当該社債管理業務委託は発生しません。

（2）政府保証国内債（6 年債）の発行に係る発行要項（案）は別添 3 のとおりです。当該要項を前提として社債管理者の選定に応募してください。

以 上

(別添1)

平成 28 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
財務部長 阿部 吉憲 殿

住所

商号又は名称

責任者氏名

印

応 募 申 請 書

株式会社日本政策金融公庫が平成 28 年 1 月 20 日付けで公告した「株式会社日本政策金融公庫における平成 28 年度政府保証国内債（6 年債）発行に係る社債管理者の選定に関する公募」に応募します。

なお、応募要件に係る内容は、別添 2 「平成 28 年度の政府保証国内債（6 年債）の社債管理業務に関する回答書」のとおりです。

- 連絡先
- （所属・役職）
- （担当者氏名）
- （電話番号）
- （FAX 番号）
- （メールアドレス）

以 上

平成 28 年 月 日

平成 28 年度の政府保証国内債（6 年債）の社債管理業務に関する回答書

1. 主受託会社又は代表社債管理者の受託実績

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、日本国内で公募発行された政府保証国内債、財投機関債（SB 型）若しくは普通社債の主受託会社又は代表社債管理者の受託実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合 計
銘柄件数	件	件	件	件
引 受 額	億円	億円	億円	億円

(注) 単位未満の金額も含めて合算。合計値の億円未満は切捨て

2. 社債管理業務を行う部署の所在地

東京都

3. 公庫が委託する業務に対応する組織体制

	発行事務	期中・償還事務
所在地		
部署名		
人員構成	名	名
主要従事者の経験年数	年	年

4. 社債管理委託手数料

社債管理委託手数料 (発行額(額面)100円あたり)										円
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(注1) アラビア数字を用いて、小数点以下第5位まで記入

(注2) 消費税及び地方消費税を含めない

(注3) 次の手数料については社債管理委託手数料には含めない(当公庫が負担)

- ・ 公告費用
- ・ 元金償還手数料
- ・ 利金支払手数料
- ・ 新規記録手数料

以 上

政府保証第●回日本政策金融公庫債券
発行要項(案)

1. 債券の名称 政府保証第●回日本政策金融公庫債券
2. 債券の総額 金●●億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。
4. 各債券の金額 金1,000万円
5. 利率 年●.●パーセント
6. 払込金額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本債券の元金は、平成●年●月●日にその全額を償還する。
 - (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、平成●年●月●日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年●月●日及び●月●日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 払込期日の翌日から平成●年●月●日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3) 利払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額金●●億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 担保 本債券の債権者は、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
12. 申込期日 平成●年●月●日
13. 割当方法 応募超過の場合は、本債券の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。
14. 払込期日 平成●年●月●日
15. 社債管理者 株式会社●●●●●●●●●●
16. 引受並びに募集の取扱者●●●●●●●●●●
17. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
18. 発行代理人及び支払代理人 前項記載の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社●●●●●●●●●●においてこれを取り扱う。